

消費税増税と幼児教育無償化との関係について

1. 消費税8→10%による特別区の増収

単位(億円)

	8%	10%	差額
地方消費税率の引上げ(消費税5%時からの比較)	964	1,652	688
消費税の軽減税率導入による減	0	△ 101	△ 101
清算基準の見直し(H29改正)	△ 73	△ 95	△ 22
清算基準の見直し(H30改正)	△ 380	△ 485	△ 105
合計	511	971	460

2. 法人住民税国税化による特別区の減収

単位(億円)

	8%	10%	差額
法人住民税法人税割の交付税原資化	△ 628	△ 1,370	△ 742
法人事業税交付金の創設	0	358	358
合計			△ 384

3. 幼児教育無償化による特別区の負担増

単位(億円)

	全体	国	都	区
区立保育所	△ 91	0	0	△ 91
私立保育所	△ 265	△ 132	△ 66	△ 67
区立幼稚園	△ 8	0	0	△ 8
私立幼稚園(新制度)	△ 16	△ 8	△ 4	△ 4
私立幼稚園就園奨励費(旧制度)	△ 177	△ 44	0	△ 133
区立認定こども園	△ 7	0	0	△ 7
私立認定こども園	△ 24	△ 12	△ 6	△ 6
合計	△ 588	△ 196	△ 76	△ 316

※区立施設は区が全額負担、私立施設は国1/2・都1/4・区1/4ずつ負担するものとして試算。
(私立幼稚園就園奨励費は国1/4・区3/4ずつ負担)

4. 消費税増税と幼児教育無償化による特別区への影響額

単位(億円)

	影響額
1. 消費税8→10%による特別区の増収	460
2. 法人住民税国税化による特別区の減収	△ 384
3. 幼児教育無償化による特別区の負担増	△ 316
合計	△ 240

※上記の試算には、認可外保育施設、預かり保育等の無償化に要する経費は含んでいない。